

京都大学カヌー部 OB・OG 会規約

第 1 章 総則

第 1 条 本会は京都大学カヌー部 OB・OG 会と称する。

第 2 条 本会は京都大学カヌー部 OB・OG を中核として、会員相互の親睦を図り、母校カヌー部の向上発展に資することを目的とする。

第 3 条 本会の目的を達するため次の事業を行う。

1. 会誌河奴（かやっこ）の発刊
2. 母校京都大学体育会カヌー部の後援
3. その他

第 2 章 構成

第 4 条 本会の会員は次のものとする。

1. 京都大学体育会カヌー部 OB・OG
2. 会員が推薦し、総会の決議による承認を得たもの

第 5 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長（1 名）
2. 副会長（若干名）
3. 幹事（若干名）
4. 会計（1 名）
5. 会計監査（1 名）

第 6 条 役員任期は 5 年とし通常総会の決議により選出する。

第 7 条 本会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は会長が委嘱する。

第 3 章 総会、役員会

第 8 条 総会は通常総会及び臨時総会とする。総会における報告、審議、及び決議はメールによる報告、審議、及び決議に換えることができる。総会の決議は出席者の過半数により行い、メール審議においては定められた期限までに得られた回答の過半数により行う。

第 9 条 役員は役員会を組織し、会務の協議に参加し、その決議に当る。役員会は本規約に於ける総会の決議事項をのぞき会務一切を処理する。

第 4 章 会計

第 10 条 本会の会員は、会費を納入しなければならない。

第 11 条 会費の額及び徴収時期は、総会の決議により定める。

第 12 条 本会の会計年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日に終わ

る。

第 13 条 会計報告は通常総会に於いて行う。

第 5 章 附則

第 14 条 本規約の改正は、総会の決議によって行う。

以上

(2024 年 3 月 31 日改正)

新役員

会長	小山泰弘（1986年卒）
副会長	水嶋勇（1988年卒）
	江盛咲子（2015年卒）
幹事	宮川暁人（1982年卒）
	大西嘉昭（1987年卒）
	保志場国夫（1987年卒）
	新居田歩（2001年卒）
	白波瀬文吾（2010年卒）
	塩川拓実（2023年卒）
会計	青木梓（2015年卒）
会計監査	久保勝（1996年卒）

任期 2024年4月1日～2029年3月31日

以上

会費の額及び徴収時期

会費の額 規約第 13 条に定める会費は年 5,000 円とする。ただし、学生および定職による収入のない会員の会費は年 1,000 円とする。

徴収時期 会計年度ごとに 6 月末日までに徴収する。

以上